

大学生の文化活動を応援します!

音楽、演劇、美術、写真、映像、伝統芸能など、
日頃の文化活動の成果を広く発表してみませんか?

学生主体の文化活動発表事業

施設利用料 **50% 減免!**

学生の
チャレンジを
全力で
サポート!

広島県民文化センターでは、大学生が主体となって企画・運営する
文化活動の発表事業を対象に、施設利用料金の50%を減免する
利用促進制度を実施しています。

※営利を主な目的とする事業は対象外です。

対象となる事業

- ✓ 大学生が主体となって企画・運営すること
- ✓ 日頃の文化活動の成果を発表する事業であること
- ✓ 一般の方が観覧・参加できること
- ✓ 営利を主な目的としないこと

大学の行事であっても、学生が主体となって企画・運営する場合は対象となります。

こんな催事にご利用いただけます

- 軽音楽部・吹奏楽部・合唱団の定期演奏会
- 演劇サークルの公演
- ダンスサークルの発表会
- 写真展・美術展・卒業制作展
- 伝統芸能・郷土芸能の発表会
- 大学祭関連イベント
- 学生による文化交流イベントなど

申請方法

施設利用申込み時に
次の書類をご提出ください。

- ①減免申請書
- ②事業計画書
- ③学生証の写し（代表者）

施設利用申込や減免申請の方法など
不明な点はお気軽にお問合せください



利用できる施設



ホール

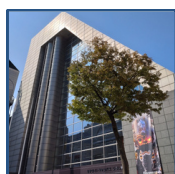
コンサート、演劇、講演会などに



展示室

絵画、写真、書道、立体作品の展示などに

※施設の空き状況によりご希望に添えない場合があります



広島県民文化センター

〒730-0051 広島市中区大手町一丁目5番3号

☎082-245-2311

発表の場を探している方へ

- ✓ 活動の成果を多くの人に見てもらいたい!
- ✓ 地域の人と交流したい!
- ✓ 新しい挑戦をしたい!

広島県民文化センターが
その想いを応援します!

詳細・申請書の
ダウンロードは
こちらから!

